

事務連絡

平成24年3月6日

宮崎県口蹄疫の真相を究明する連絡会議

代表 染川 良昭 様

宮崎県農政水産部

畜産・口蹄疫復興対策局長

平成24年2月20日の回答時における追加質問に対する回答について

このことについて、以下のとおり回答します。

- 1 県の検証委員会報告書においては、担当獣医師も「子牛の流涎、発熱は確認していない。」とし、「流涎は3月26日から4月25日まで終始確認されていない。」と記載しているが、県が情報開示した「病性診断記録簿」では、「子牛に泡状の流涎」との記載があり、県の検証委員会の報告はいい加減ではないか。

(回答) 県の病性診断記録簿には、「子牛に泡状の流涎」との記載があり、このことについて、改めて家畜保健衛生所に確認したところ、4月14日に従業員から聴取した内容を記載したものであった。

一方、県の検証委員会においては、当該農場の担当獣医師から、「子牛の流涎、発熱は確認していない」、「流涎は3月26日から4月25日まで終始確認されていない」との申し立てがあったことからその内容を記載しているものである。

- 2 3月31日の宮崎家畜保健衛生所の旅行命令書は着地検査（着地検疫）に書き換えられており、公文書の偽造ではないか。

(回答) 当該農場は海外から家畜を平成21年10月に輸入している。

輸入家畜については、臨床検査（着地検査）が必要であるため、病性診断に合わせて着地検査を実施したことから、旅行命令上は着地検査として整理し、修正したものである。